

別表 許可の制限措置等及びその他の事項

制限措置							条件
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可をす べき漁業 者の数	
うなぎ稚魚漁 業（たも網）	定めなし	定めなし	第1方財導流堤基部（世界測地系 北緯:32度35分22.05秒、東経:131度 42分34.15秒の点）から東海燈台を 見通す線より上流の延岡港及び北川 水系。 ただし、内共第2、3、4号の区 域は除く。	令和8年 12月1日 から令和 9年3月 15日ま で。ただ し、令和 8年12月 21日の日 の入りか ら12月26 日の日の 出まで、 令和9年 1月19日 の日の入 りから1月 24日の日 の出まで、 2月18日 の日の入 りから2月 23日の日 の出まで の期間を除 く。	定めなし	63	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるた も網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は 船舶を使用して採捕してはならない。 また、1つの船舶につき3人以上で乗 船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する 標旗を識別しやすい場所に掲揚しなけ ればならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使 用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道 網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の 長さが8.5m以内のものでなければなら ない。また、事前に提出した展開図 と異なるものを使用してはならない。 6) 延岡港における内水面区域内におい ては、2トン以上の船舶を使用して採 捕してはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したとき は、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行 わせてはならない。 9) 共同漁業権が設定してある区域で は、当該区域を管理する漁業権者の同 意がなければ操業してはならない。 10) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚 魚は、出荷先に引渡しを行う前までに 許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ 稚魚検量場設置要領において定める宮 崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。） 又は許可申請において指定した認定検 量場において検量を受けなければならない。 ただし、許可者本人が特別な事 情を理由に県検量場又は認定漁協検量 場に運搬できない場合、運搬を委任す ることができる。 また、県検量場において検量を行う場 合、検量時に出荷先を報告すること。
			第1方財導流堤基部（世界測地系 北緯:32度35分22.05秒、東経:131度 42分34.15秒の点）から東海燈台を 見通す線より上流の延岡港及び祝子 川水系。 ただし、内共第1、4号の区域は 除く。			27	
			第1方財導流堤基部（世界測地系 北緯:32度35分22.05秒、東経:131度 42分34.15秒の点）から東海燈台を 見通す線より上流の延岡港の区域及 び五ヶ瀬川水系。 ただし、内共第1、2号の区域は 除く。			92	
			延岡港及び共第4号の区域。 ただし、内共第1、2、3、4号 の区域及び大瀬川河海境界線の2等 分点を中心として半径1kmの円周に より囲まれた海域を除く。			27	

共第 6 号の区域
五十鈴川水系の本支流
鳴子川
塩見川、亀崎川、吉野川、赤岩川及び細島商工業港

5	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。
2	5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。
2	7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 9) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
10	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。

					5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6)細島商工業港においては、船舶を使用して採捕してはならない。 7)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9)共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 10)許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
		耳川水系		8	1)間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。
		耳川水系及び石並川水系		20	また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。
		平田川。 ただし、井出の上橋から下流の区域。		5	4)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。
		小丸川水系の本支流		43	6)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 7)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。

					8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 9) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
		一ツ瀬川水系及び石崎川水系の本支流		33	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 一ツ瀬川においては、ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 10) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検

						量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
			北導流堤西端、河川導流堤東端の標柱、河川導流堤東端から西 100m に立てられた標柱及び基点 1（八重川右岸の護岸角）を順次に結んだ線より上流の大淀川水系の本支流。 ただし、後田川河口右岸東端から基点第 2（内港地区東部埠頭の(-) 5.5m 岸壁と防波堤 2 の法線が交わる点）を結ぶ線より以北の水面を除く。また、宮崎港の水門航路内及び同航路から 10m 以内の水面を除く。		111	1) 間口最長差し渡しが 30cm を超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1 つの船舶につき 3 人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は 1 枚までで、かつ、一辺の長さが 8.5m 以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 7) 後田川河口右岸東端から基点 2（内港地区東部埠頭の(-) 5.5m 岸壁と防波堤 2 の法線が交わる点）を結ぶ線と宮崎港の水門北岸で囲まれた水面においては、岸壁、物揚場、護岸及び防波堤以外からの採捕及び船舶を使用した採捕を行ってはならない。 8) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 9) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 10) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 11) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事

						情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
			清武川水系の本支流		12	1)間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。 また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。
			清武川水系、加江田川水系及び知福川水系の本支流		14	3)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。
			広渡川水系の本支流		13	4)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。
			南郷川、潟上川、細田川及び新開川		1	6)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。
			福島川水系及び本城川水系の本支流		20	7)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8)共同漁業権の設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 9)許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
うなぎ稚魚漁業（たも網） ※船舶使用なし	定めなし	定めなし	一ツ瀬川水系及び石崎川水系の本支流	令和8年12月1日から令和9年3月15日まで。ただ	定めなし	79 1)間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶を使用して採捕してはならない。 3)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。

			し、令和 8年12月 21日の日 の入りか ら12月26 日の日の 出まで、 令和9年 1月19日 の日の入 りから1月 24日の日 の出まで、 2月18日 の日の入 りから2月 23日の日 の出まで の期間を除 く。		4) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 5) 一ツ瀬川においては、ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 9) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
		北導流堤西端、河川導流堤東端の標柱、河川導流堤東端から西 100m に立てられた標柱及び基点1（八重川右岸の護岸角）を順次に結んだ線より上流の大淀川水系の本支流。 ただし、後田川河口右岸東端から基点第2（内港地区東部埠頭の(-) 5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点）を結ぶ線より以北の水面を除く。また、宮崎港の水門航路内及び同航路から10m以内の水面を除く。		93	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶を使用して採捕してはならない。 3) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 4) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 5) ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 6) 後田川河口右岸東端から基点2（内港地区東部埠頭の(-) 5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点）を結ぶ線と宮崎港の水門北岸で囲まれた水面においては、岸壁、物揚場、護岸及び防波堤以外からの採捕及び船舶を使用した採

						捕を行ってはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9) 共同漁業権の設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 10) 許可者が採捕した全てのうなぎ稚魚は、出荷先に引渡しを行う前までに許可者自らが県検量場（宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領において定める宮崎県うなぎ稚魚検量場のことをいう。）又は許可申請において指定した認定検量場において検量を受けなければならない。ただし、許可者本人が特別な事情を理由に県検量場又は認定漁協検量場に運搬できない場合、運搬を委任することができる。 また、県検量場において検量を行う場合、検量時に出荷先を報告すること。
--	--	--	--	--	--	--